

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市北安田地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市北安田地区地区計画			
位 置	白山市北安田西一丁目、北安田西二丁目の全部及び北安田町の一部			
面 積	約 30.9ha			
地区計画の目標	<p>本地区は、中心市街地である松任地区と良好な住宅市街地である千代野地区の間に位置し、地区内には千代野ニュータウンから松任駅へのアクセス道路である宮永北安田線や本市の主要幹線道路である末松徳光線が近接した交通利便の高い地区である。</p> <p>近年、松任市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、当地区において土地区画整理事業を実施している。</p> <p>土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、緑にあふれ、魅力ある住環境の形成を図ることを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
		<p>緑豊かでゆとりある閑静な住宅地として、敷地の細分化の防止により、低層低密度な戸建て住宅の立地を図る地区とする。</p> <p>また、本地区では資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>	<p>日用品販売店舗など、ある程度の生活利便施設も立地可能となる快適な居住環境の形成を図る地区とする。</p>	<p>自動車利用者を対象とした沿道サービス機能が充実した、商業・業務施設の誘導を図る地区とする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>		

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 地区の面積	低層住宅地区 約16.5ha	一般住宅地区 約10.9ha	沿道サービス地区 約3.5ha	
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎				
					3. ホテル、旅館 4. 単独自動車車庫 （附属車庫を除く） 5. 工場 （自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） 6. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設	3. ホテル、旅館 4. 建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び3号に規定するマージヤン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの 5. 単独自動車車庫 （附属車庫を除く） 6. 倉庫業を営む倉庫 7. 工場 （自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） 8. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ （ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。）				
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。				
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。			周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。	
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。				

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。